

# 森法律事務所刑事弁護規定

- 相談料 30分 5,000円
- 接見のみ 1回 50,000円＋交通費

東京23区以外の場所は、日当が加算されることがあります。

事件を依頼された場合、相談料・接見料は、いずれも無料となります。

## 起訴前の刑事弁護活動費用

起訴前の弁護士費用は、以下の料金で組み立てられています。弁護士活動の量と成果で弁護士報酬が変わります。

着手金＋各種加算料金＋成功報酬＋実費

### 基本料金(着手金・成功報酬)

基本料金 (着手金・成功報酬)		
着手金	自白事件 (裁判員裁判対象事件・重大案件を除く)	300,000円
	否認事件・裁判員対象事件・重大案件	500,000円～
成功報酬 (不起訴・起訴 猶予・罰金・刑 事手続不開始)	自白事件 (裁判員裁判対象事件・重大案件を除く)	300,000円
	否認事件・裁判員対象事件・重大案件	500,000円～

この基本料金に以下の料金が活動量と成果によって加算されます。

### 各種加算料金

#### 示談交渉加算料金

性犯罪・盗難等、被害者がいるときは、被害者と示談し和解する必要があります。

<b>示談交渉手数料</b>	示談交渉手数料として100,000円を加算。 被害者が複数の場合 1名増えるごとに50,000円～を加算。 強姦等で被害者感情が極めて強い場合は別途協議。
<b>示談交渉成功報酬</b>	なし。 但し、示談が成立し、それが民事事件としての示談交渉であるときは、減額分の10% (+消費税) を成功報酬とする。 Ex) 強姦の慰謝料として300万円を請求し、最終的に200万円で決着した場合、100,000円が成功報酬となります。

## 勾留・勾留延長決定に対する準抗告加算金

着手金	0 円
成功報酬	勾留取消 200,000 円 勾留期間短縮 日数×20,000 円

## 接見加算金

### 自白事件

	東京 23 区		東京 23 区外
	弁護士の判断による接見	被疑者・家族の希望により接見	
1 回目	0 円	0 円	0 円
2～4 回目	0 円	30,000 円	30,000 円
5 回目以降	30,000 円	30,000 円	30,000 円

### 否認事件・裁判員対象案件・重大案件

1 回ごとに 50,000 円を加算（回数・希望の有無に関係なく、一律）

## 出張加算金

示談・現場検証・接見等により出張する場合は、東京 23 区以外の場合は、通常の日当が加算されます。

交通費の他に、茅場町駅から片道 1 時間以内は 10,000 円。以後、1 時間を超える場合は、30 分毎に 5,000 円が加算されます。関東地区以外は、一律 50,000 円です。

日当と出張費を合計して 50,000 円を超えることはありません。

例) 事務所から鴨川警察署に接見に行った。（片道 2 時間）

接見加算 30,000 円 + 出張加算 20,000 円 = 50,000 円

例) 事務所から札幌に接見に行った。

接見加算 30,000 円 + 出張加算 50,000 円 = 80,000 円となりますが、

50,000 円が上限なので、請求額は 50,000 円になります。

## 実費

①印紙代、予納郵便切手代、予納金、内容証明等郵便代、記録謄写代、郵便切手代、事務用経費等。尚、コピー代(1 枚につきモノクロ 20 円・カラー 50 円)、受領 FAX 代は 1 枚 20 円でご請求致します。

②交通費（但し、グリーン料金・ファーストクラスで計算します。）

③乙は、実費が発生する都度、清算する。

## 弁護士費用参考例

参考例	
	<p><b>薬物事犯で在宅捜査</b> 大麻取締法違反で任意の捜査→罰金で終了  <b>弁護士費用合計 600,000 円</b>                      内訳) 着手金 300,000 円 + 成功報酬 300,000 円 = 600,000 円                      これに実費が加算されます。</p>
	<p><b>傷害事件で鴨川警察署に勾留 (事務所から片道 2 時間)</b>                      3 回接見・示談して罰金で終了・示談は鴨川。                      勾留延長の際、準抗告をしたが請求棄却。  <b>弁護士費用合計 820,000 円</b>                      内訳) [基本料金 着手金 300,000 円 + 成功報酬 300,000 円] + [接見加算 30,000 円 × 2] + [出張加算 20,000 円 × 3] + [示談交渉手数料 100,000 円] = 820,000 円</p>

## 起訴後の刑事弁護活動

起訴後の弁護士費用は、以下の料金で組みたてられています。弁護士活動の量と成果で弁護士報酬が変わります。

着手金 + 各種加算料金 + 成功報酬 + 実費

### 基本料金(着手金・成功報酬)

基本料金 (着手金・成功報酬)		
着手金	起訴前から受任	100,000 円
	起訴後から受任	
	自白事件 (裁判員裁判対象事件・重大案件を除く)	300,000 円
	否認事件・裁判員対象事件・重大案件	500,000 円～
	追起訴	50,000 円～
成功報酬 1 (無罪・執行猶予・刑事手続不開始)	自白事件 (裁判員裁判対象事件・重大案件を除く)	300,000 円
	否認事件・裁判員対象事件・重大案件	500,000 円～
成功報酬 2 (求刑の 8 割未満)	自白事件	150,000 円
	否認事件・裁判員対象事件・重大案件	250,000 円～

注) 刑事裁判では、検事求刑の 8 割程度に減額して判決が言い渡されるので、この基本料金に以下の料金が活動量と成果によって加算されます。

## 各種加算料金

### 示談交渉加算料金

性犯罪・盗難等，被害者がいるときは，被害者と示談し和解する必要があります。

<b>示談交渉手数料</b>	示談交渉手数料として 100,000 円を加算。 被害者が複数の場合 1 名増えるごとに 50,000 円～を加算。 強姦等で被害者感情が極めて強い場合は別途協議。 捜査段階から引き続き示談交渉する場合は，別に料金がかかりません。
----------------	--

<b>示談交渉成功報酬</b>	なし。 但し，示談が成立し，それが民事事件としての示談交渉であるときは，減額分の 10%（+消費税）を成功報酬とする。 Ex) 強姦の慰謝料として 300 万円を請求し，最終的に 200 万円で決着した場合，100,000 円が成功報酬となります。
-----------------	--

### 保釈請求加算料金

着手金	100,000 円
成功報酬	勾留取消 200,000 円 勾留期間短縮 日数×20,000 円

注) 再保釈申請の場合は，別に着手金がかかりますが，報酬は不要です。

Ex) 起訴後に保釈申請をし，認められた。しかし，実刑判決だったので，再保釈申請をし，認められた。

保釈着手金 100,000 円 + 報酬 200,000 円 + 再保釈申請着手金 + 100,000 円 + 再保釈申請報酬 0 円 = 弁護士報酬合計 400,000 円

### 接見加算料金

#### 自白事件

	東京 23 区		東京 23 区外
	接見依頼で接見	被疑者・家族の希望により接見	
1 回目	0 円	0 円	0 円
2～4 回目	0 円	30,000 円	30,000 円
5 回目以降	30,000 円	30,000 円	30,000 円

#### 否認事件・裁判員対象案件・重大案件

1 回ごとに 50,000 円を加算（回数・希望の有無に関係なく，一律）

この場合，出張加算はありません。

### 出張加算料金

示談・現場検証・接見等により出張する場合は，東京 23 区以外の場合は，通常の日当が加算されます。

交通費の他に，茅場町駅から片道 1 時間以内は 10,000 円。以後，1 時間を超える場合は，30 分毎に 5,000 円が加算されます。関東地区以外は，一律 50,000 円

です。

日当と出張費を合計して 50,000 円を超えることはありません。

例) 事務所から鴨川警察署に接見に行った。(片道 2 時間)

接見加算 30,000 円 + 出張加算 20,000 円 = 50,000 円

例) 事務所から札幌に接見に行った。

接見加算 30,000 円 + 出張加算 50,000 円 = 80,000 円となりますが、

50,000 円が上限なので、請求額は 50,000 円になります。

**公判前整理手続き加算** (その都度支払う) (非公式の打ち合わせを含む)

公判前整理手続き 1 回ごとに 50,000 円を加算

裁判員裁判案件の場合 1 回ごとに 100,000 円を加算

弁護士複数の場合は、二人目以降は、その半額とする。

### 公判加算

**否認案件・重大案件・裁判員裁判対象事件の場合** 公判 1 回について 150,000 円 (弁護士複数の場合は、2 人目以降は、その半額とする。)

**自白事件 (重大案件・裁判員裁判対象事件を除く)** 公判が 3 回以降に及ぶ場合は、弁護士 1 名につき、50,000 円

### 実費

①印紙代、予納郵便切手代、予納金、内容証明等郵便代、記録謄写代、郵便切手代、事務用経費等。尚、コピー代(1 枚につきモノクロ 20 円・カラー 50 円)、受領 FAX 代は 1 枚 20 円でご請求致します。

②交通費 (但し、グリーン料金・ファーストクラスで計算します。)

③乙は、実費が発生する都度、清算する。

### 弁護士費用参考例

参考例
<b>大麻取締法違反で身柄拘束されないまま起訴 執行猶予で終了</b> <b>弁護士費用合計 600,000 円</b> 内訳) これに実費が加算されます。
上記事案で捜査段階から引き続き受任した場合 弁護士費用合計 700,000 円 着手金 300,000 円 + 起訴時加算 100,000 円 + 成功報酬 300,000 円 = 700,000 円
<b>傷害事件で鴨川警察署に勾留 (事務所から片道 2 時間)</b> 3 回接見・保釈申請して認められる。示談して執行猶予。 <b>弁護士費用合計 820,000 円</b> 弁護士費用 [基本料金 着手金 300,000 円 + 成功報酬 300,000 円] + [接見加算 30,000 円 × 2] + [出張加算 20,000 円 × 3] + [示談交渉手数料 100,000 円] = 820,000 円